

清掃業務契約書(案)

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 1 業務の名称 | 令和8年度庁舎清掃業務 |
| 2 履行場所 | 福岡県京都郡苅田町港町28-2
九州地方整備局苅田港湾事務所 |
| 3 履行期間 | 自 令和 年 月 日
至 令和9年3月31日 |
| 4 契約金額 | ¥- |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥- |
| 5 契約保証金 | 免 除 |

上記の契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 苅田港湾事務所 所長〇〇〇と受注者 〇〇〇とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 受注者は、契約書記載の庁舎清掃業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その代金を支払うものとする。
 - 発注者は、業務を履行させるため、業務の実施に関する指示を受注者又は受注者の清掃業務責任者又は作業員（設計図書に定める清掃業務責任者又は作業員（以下「清掃業務責任者等」という。））に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の清掃業務責任者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 発注者は受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(係官)

第4条 発注者は、発注者の指定した職員（以下「係官」という。）を定めたときは、書面をもって、その官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。係官を変更したときも同様とする。

- 2 係官は第1条第3項で定める業務の実施に関する指示を受注者の清掃業務責任者等に行い、清掃業務責任者等から業務の実施に関する必要な報告等を受けるものとする。

(契約の変更中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約の内容を変更し又は一時中止することができる。

- 2 発注者は前項の場合に必要なと認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更しなければならない。
- 3 前項の場合において履行期間若しくは契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第6条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止上その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務用資材等)

第7条 業務に要する機械器具及び材料等は、一切受注者の負担とする。ただし、業務を実施するために必要な範囲の光熱水料は発注者の負担とする。

(施設の使用)

第8条 発注者は、受注者が必要とする場合は、作業員の控室用として施設を確保しなければならない。

(施設の保全義務)

第9条 受注者は、業務の履行に当たっては、発注者の建物、工作物、物品等が滅失又はき損することのないよう、十分な注意をはらうものとする。故意又は過失により、発注者の建物、工作物、物品等が滅失又はき損した場合は、受注者において原状回復のための補修又は補修に代えて損害を賠償しなければならない。

(損害の負担)

第10条 契約履行中に生じた損害は、受注者が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 受注者は、契約履行中において第三者に損害を及ぼし、その損害の賠償を行わなければならないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(天災その他の不可抗力による損害)

第12条 天災その他不可抗力によって、発注者の建物、工作物、物品等に損害が発生した場合は、発注者の負担で原状回復のための補修等を行う。ただし、契約の履行につき、受注者が「善良な管理者の注意義務を怠った」ことにより生じたものについては、受注者の負担とする。

(機密保持)

第13条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約完了後においても他に漏らしてはならない。

2 発注者は受注者が前項の規定に違反して秘密を漏らしたことにより発生した損害について、受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

(検査)

第14条 受注者は、業務終了の都度すみやかに清掃業務日誌に記録し、発注者に提出するものとする。

2 受注者は、履行期間中3ヶ月毎に業務が完了した部分について、その旨発注者に通知するものとし、発注者は、その日から起算して10日以内に検査しなければならない。

(支払)

第15条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって3ヶ月分を取りまと

めて、代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に検査をしないときはその期限を超過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第16条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

（発注者の任意解除権）

第17条 発注者は、履行期間内において、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

ただし、その期間を超過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 業務を履行期間内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して代金の債権を譲渡したとき。
- 二 受注者の債務の履行が不能である場合又は受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金の債権を譲渡したとき。
- 四 第21条又は第22条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められたとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定によりこの契約の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第5条の規定によるこの契約の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第24条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下、「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分に相応する代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わな

ればならない。

- 3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 第18条及び第19条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号に該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第18条及び第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から業務の完了した部分に相当する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第25条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」と

いう。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛名に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第15条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第27条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金の支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第28条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協

議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に生じた一切の紛争に係る訴訟又は調停について、発注者及び受注者は、発注者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補 則)

第29条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者とが協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 福岡県京都郡苅田町港町28-2
九州地方整備局苅田港湾事務所
氏名 分任支出負担行為担当官
九州地方整備局苅田港湾事務所長
〇〇〇〇

受注者 住所
氏名